

特定漁港施設の運営の事業認定について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第2項の規定により、下記のとおり認定をしたので、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第11条の7の規定により公表します。

令和5年3月23日

記

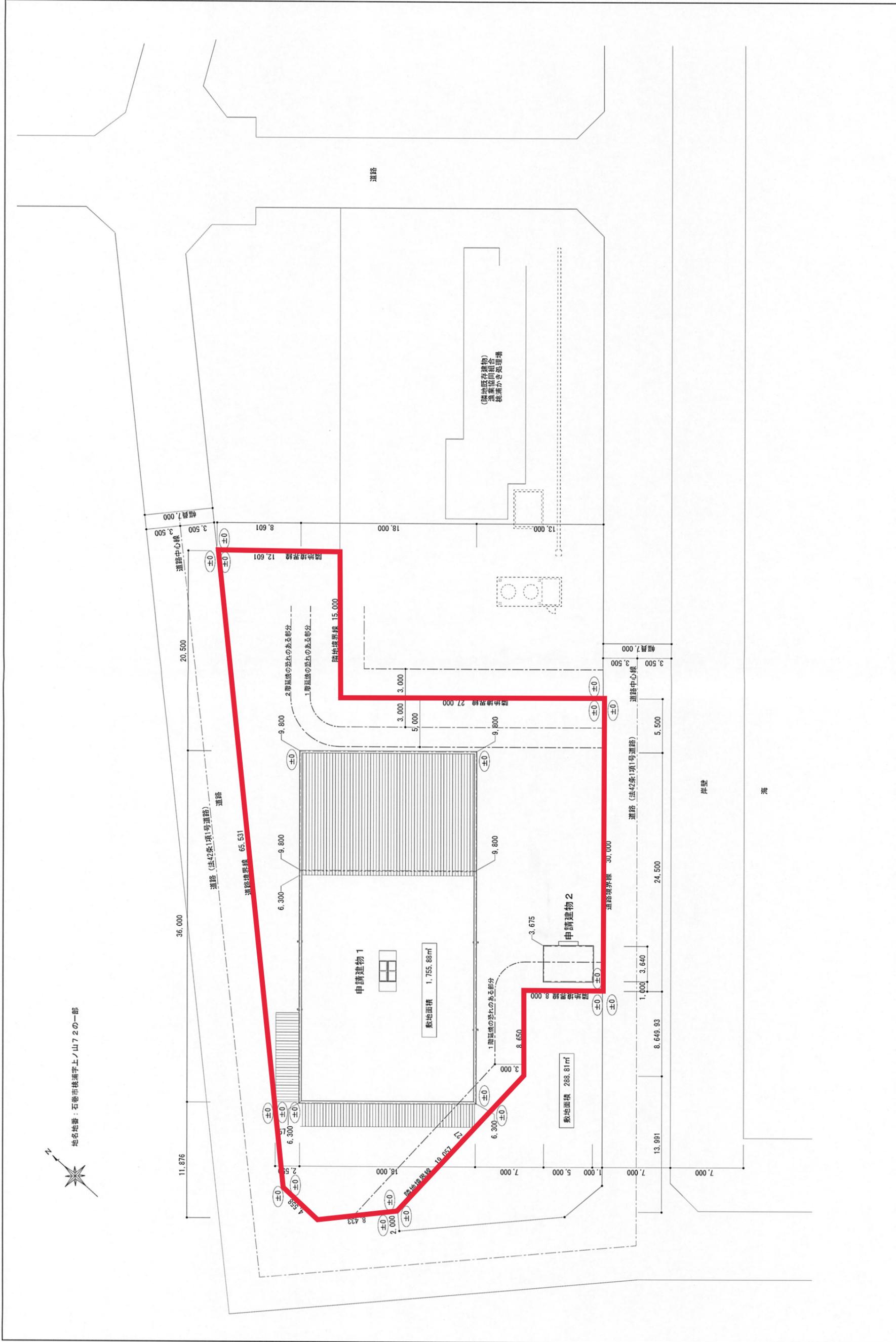
- 1 当該認定を受けた者の氏名又は名称
桃浦かき生産者合同会社
- 2 特定漁港施設の運営の事業の名称
桃ノ浦漁港カキ加工事業
- 3 特定漁港施設の運営の事業の内容
カキ養殖から加工、販売までの一貫した取組を行うため、桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工する。
- 4 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造及び配置並びに貸付期間及び利用形態
 - (1) 名称 加工場用地
 - (2) 規模 1,755.88平方メートル
 - (3) 構造 アスファルト舗装
 - (4) 配置 別図に示すとおり
 - (5) 貸付期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
 - (6) 利用形態 当該用地において加工場を建設し、利用する。
- 5 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項
当該認定を受けた者は、石巻市桃浦地区の15人のカキ養殖業者が、民間企業と連携し、カキ養殖生産から加工販売までの一貫した取組を行い、沿岸養殖業における6次産業化と持続的な地域産業形成によるコミュニティの再構築を目指し設立された合同会社である。
加工場では、桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工し、付加価値の高い加工品を生産するとともに地元水揚げのカキを活かした新商品開発及びブランド化への取組を積極的に行なっている。

- 6 特定漁港施設の運営の事業認定申請書の縦覧期間，縦覧場所及び意見書の処理の経過
令和5年3月8日から3月16日まで，宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所において公衆の縦覧に供した。

縦覧期間中，意見書の提出はなかった。

7 認定の理由

漁港漁場整備法第37条の2第2項に定める事業者の認定基準に適合しており，桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工し，付加価値の高い加工品を生産するとともに地元水揚げのカキを活かした新商品開発及びブランド化への取組を積極的に行なっていると認められる。



地名地番：石巻市桃浦字上ノ山72の一部

| | | |
|-------|----------------------------------|-------------------------------|
| 記事 | from・in 株式会社フロム・イン | |
| | 工事名称 (仮称) 桃浦カキ処理施設新築工事 | 図面名称 配置図 |
| 設計年月日 | 2013・03・21 | 製図 |
| | A2 SCALE 1/250 A3 SCALE 1/352 | 承認 |
| | | No. A-06 |
| | | 一般建築士事務所 一般建築士第123991号 佐々木 俊治 |
| | | 宮城県知事登録第11810094号 |